

技術士の CPD 活動の在り方について（案）

令和 2 年 10 月 21 日
科学技術・学術審議会
技術士分科会
制度検討特別委員会
継続研さん・更新検討作業部会

1. はじめに

技術士は、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 47 条の 2 の規定に基づき、「その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図る」ため、CPD（Continuing Professional Development（継続研さん））活動に努める責務を有している。

公益社団法人日本技術士会は、「技術士 CPD（継続研鑽）ガイドライン（第 3 版）」（平成 29 年 4 月）に基づき、技術士の CPD 活動の実績の登録、証明書の発行を行っている。

今般、技術士の資格の活用を促進し国際的通用性を確保する観点から、技術士の CPD 活動を実質化するため、CPD 活動の実績を確認し、その内外への表示を可能とする公的な仕組みの構築について、「今後の CPD ガイドラインの検討の方向について」（令和 2 年 7 月 22 日 科学技術・学術審議会技術士分科会制度検討特別委員会 以下「検討の方向」という。）が示された。そこで、ここでは、「検討の方向」に則り、公的な仕組みにおいて、実績の対象とする CPD の活動内容、活動方法、ならびにその活動実績の確認・表示の在り方について取りまとめた。

2. 対象とする技術士の CPD 活動の目的について

技術士の CPD 活動の目的には、「検討の方向」3. に示すとおり、「（1）技術士としての能力を維持するために行うもの」と「（2）技術士としての活動の範囲の拡大や質を高めるために、資質・能力をさらに向上させるために行うもの」の 2 つの視点が存在する。

個々の技術士が行う CPD 活動は、各技術士が自身の生涯を通じたキャリア形成を見据えて、自らの意思で主体的に業務履行上必要な知識を深め、技術を修得すべきものであり、技術ごとの専門的な業務性格・内容や当該技術士の業務上の立場が様々である以上、具体的内容、方法も多様である。

今般、公的な仕組みにおいて事務の実施主体が実績の確認、表示の対象とする CPD 活動は、この中の上記（1）に係るものを中心とする。

これは、技術士の資格の活用を促進し国際的通用性の確保を図る観点から、技術士が技術の進歩に遅れを取らず、名称独占資格としての信用を保持し、その地位を維持する上で、基本的に備えるべき資質能力を維持することを目的に行うものである。

3. 対象とする CPD 活動の内容について

対象となる CPD 活動の内容は、上記 2. の目的を達成するために、「技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）」（平成 26 年 3 月 7 日 科学技術・学術審議会技術士分科会）に掲げる「専門的学識」、「問題解決」、「マネジメント」、「評価」、「コミュニケーション」、「リーダーシップ」、「技術者倫理」の 7 項目を根幹に構成し、国際エンジニアリング連合（International Engineering Alliance (IEA)）の「専門職としての知識・能力」（Professional Competency）に適合した国際的な通用性の観点からの評価に耐え得る内容とする必要がある。

具体的内容に関しては、科学技術・学術審議会技術士分科会において、「検討の方向」3. 及び 4. の内容との整合に関する審議を経た上で、CPD 活動の実績の確認、表示に係る事務の実施主体が設定することとし、毎年分科会へ実施報告書を提出する。さらに、当該実施主体においては、技術業務の高度化等に伴う技術者に求められる資質能力の高度化等に係る国内外の状況の進展を踏まえ、適宜所要の改訂を行っていくことが望まれる。ただし、改訂する際には分科会へ報告をする。

なお、具体的内容を設定するに当たっては、技術士に期待される業務の内容が技術分野ごとに必ずしも一様でない現状も考慮し、技術士全体をとおした共通的な資質能力（コアコンピテンシー）の維持を担保した上で、各分野のおかれた特性を勘案した内容を付加することも可能とすることが求められる。

また、個々の技術士が自らの業務内容やキャリアパスを見据え、自発的、主体的に実施している CPD 活動との整合において不必要な負担を生じさせないようにすることが望まれる。そのため、学協会等や他の団体が実施している CPD に係る取組との整合にも配慮するなど、他のシステムとの円滑な連携や接続について十分に考慮することが求められる。

4. 対象とする CPD 活動の方法について

技術士の CPD 活動は、自発的かつ主体的に様々な場において多様な形態で実施されるものである。したがって、CPD 活動の方法としては、「技術士 CPD（継続研鑽）ガイドライン（第 3 版）」に記載の内容が参考となるが、対象とする CPD 活動の方法については、多様性に対応し得る実施形態及び条件を設定することが、技術士の CPD 活動をより実質化することに繋がる。

実施形態は、講演会等への参加、論文等の発表などにとどめず、

- ・ 専門書籍、専門誌、報告書、マニュアル等の閲覧などの個人研鑽、
- ・ 学協会誌の購読、委員会や行事参加等の会員活動、
- ・ 能力開発プログラムの受講、資質能力の向上に直結する職務への従事などの所属組織内活動

などの広汎な形態を含めることが望ましい。

さらに、技術士の活動する地域によって CPD 活動に要する労力、コストなどに顕著な格差を生じさせないように、「技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）」の7項目の全般にわたって活動方法への配慮が必要である。CPD 活動を効果的に実施するためのプログラムの開発も求められる。また、学協会等の実施している CPD に係る取組、大学等の実施しているリカレント教育等を円滑に活用できるように、実勢形態や条件の設定に当たっても、他の団体の取組への継続性への十分な配慮が望まれる。

CPD 活動の実績の確認のための CPD 活動時間の計算方法に関しては、エビデンスの確認等に当たって、個々の技術士の過度な負担を課すことのないように十分な配慮が必要である。

5. CPD 活動の確認・表示方法について

CPD 活動の内容の確認や適切な証明等の実施方法については、技術士制度の趣旨、社会経済環境の動向や関係各所との調整等を踏まえ、CPD 活動の実績の確認、表示に係る事務の実施主体が具体的内容を設定することが望ましい。

以 上